

高知県中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業) 公募要領

令和6年9月17日

一般社団法人高知県発明協会（以下、「協会」という。）では、県内中小企業の海外展開に向けた知財支援の一環として、中小企業の戦略的な海外への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び冒認対策商標を促進するため、海外出願に要する費用の一部を補助する。

1 定義

この要領において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）をいう。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をいう。

2 支援の対象

(1) 高知県内に事業所を有する中小企業者等であって、次の①から⑥の要件を全て満たす者を対象とする。

①既に日本国特許庁に行っている出願（特許法（昭和34年法律第121号）第184条の3第1項、実用新案法（昭和34年法律第123号）第48条の3第1項又は意匠法（昭和34年法律第125号）第60条の6第1項の規定に基づき、日本国における出願とみなされるものを含む。以下「基礎となる国内出願」という。）を有する中小企業者等。

②次のいずれかに該当する方法により、基礎となる国内出願について1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約（以下「パリ条約」という。）第4条の規定による優先権を主張して、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定を有する中小企業者等。ただし、商標登録出願については、優先権の主張をすることを要しない。

(ア) 当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法。

(イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を国内段階に移行する方法）。この方法によるときは、第1号の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定国に日本国を含むことを条件とする。

(ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」

という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。この方法によるときは、第1号の規定にかかわらず、基礎となる国内出願を有しない場合には、指定締約国に日本国を含むことを条件とする。

(エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書(以下「マドリッド協定議定書」という。)に基づき、外国特許庁への出願を行う方法。

- ③本間接補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等。
- ④中小企業等海外展開支援事業費補助金(海外出願支援事業)実施要領(以下、「実施要領」という。)等に定める必要な事項に基づく協会への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(以下「選任代理人」という。)の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等。
- ⑤国及び補助事業者等が行う補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力する中小企業者等。
- ⑥外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、次の①から⑤までのいずれかに該当する者又は別紙暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本間接補助金の交付対象としない。ただし、中小企業投資育成株式会社法(昭和38年法律第101号)に規定する中小企業投資育成株式会社もしくは投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に規定する投資事業有限責任組合に該当する者については、要綱第2条第3項で規定する中小企業者等以外の者であって、事業を営む者(以下「大企業」という。)として取り扱わないものとする

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ⑤間接補助金申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等

3 対象となる経費

補助対象となる経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
その他協会が必要と認める費用	

(注1) 協会からの交付決定前に外国出願した案件は補助対象外とする。

(注2) 対象とならない経費は次のとおり。

○補助金交付決定日以前に発生した費用

○日本国特許庁の収入となる手数料（意匠法第67条第1項第4号、商標法（昭和34年法律第127号）第76条第1項第3号、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第18条第2項及びハーグ協定第7条(2)（日本国を指定締約国とする部分に限る。）に規定するものを含む。）

○日本国内における消費税及び地方消費税

○国内出願、PCT出願の弁理士費用等

(注3) 補助対象となる中小企業者等が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、持分比率に応じた額（ただし、補助対象となる中小企業者等が負担した額の範囲内）を補助対象経費とする。

4 補助率及び補助金額

助成対象経費の2分の1以内とし、上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の金額とする。

(1) 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円

(2) 1出願に対する1会計年度内の補助金の総額

(ア) 特許出願 150万円

(イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く） 60万円

(ウ) 冒認対策商標 30万円

※予算の状況や審査結果等により申請額より減額して交付決定することがある。

5 申請方法

実施要領の「様式第1-1、又は様式第1-2」による交付申請書に記入のうえ、必要書類および「特許出願非公開制度に関する自己確認書」を添付して提出するものとする。

なお、申請については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の3第1項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

6 募集期間

令和6年9月17日（火）から10月25日（金）午後5時まで（必着）

7 選考方法と選考基準

協会に設置する選考委員会において、次に掲げる事項を基準として、書面又は事業者のプレゼンテーション等の方法で審査を行う。

選考委員会の日程、実施方法等についてはメールにより通知する。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - ①助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等。
 - ②助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等。
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) 次に該当する場合は審査において加点します。
 - 地域未来牽引企業（うちグローバル型に類型される企業）に選定された企業
 - JAPANブランド育成支援等事業採択者
 - ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一般型、グローバル展開型、海外市場開拓（JAPANブランド）類型）採択者
 - パートナーシップ構築宣言公表企業
 - 賃上げ実施企業
事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額（もしくは平均受給額）を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している中小企業
 - ワーク・ライフ・バランス推進企業（認定書等の写しの提出が必要です）
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）
 - ②女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
 - ③次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ④青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースメール認定）
- (5) その他、協会が別に定める審査基準。

【賃上げ実施企業に対する加点措置について】

- 申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が、1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて、「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能です。
- 賃上げが1.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

8 選考結果の通知

選定の結果については、メールにより通知する。

9 事業期間

交付決定の日から令和7年1月31日(金)まで。

※原則、令和7年1月31日までに外国への直接出願又は指定国への国内移行が完了していることが条件となる。

※補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は令和7年1月末日のいずれか早い日までに、すべての書類に日本語訳した第三者が見て明確に分かる書類、支出経費の積算根拠資料を添付した上で、**実施要領様式第6**による実績報告書を協会に提出すること。また、補助金の額の確定後、支払いを受けようとするときは、同様式第7による精算(概算)払請求書を協会に提出すること。(不備がある場合は助成対象外となる場合がある。)

10 状況調査への協力

補助事業者は、補助事業により行った外国特許庁への出願について、協会の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとする。

また、実施要領第4条第1項第5号の規定による国及び協会等が行う補助事業完了後5年間の状況調査(フォローアップ調査、ヒアリング等)に協力しなければならない。

11 注意事項

- (1) 経済産業省が制定する中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領に基づき事業を実施し、必要な書類を提出すること。
- (2) 別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (3) 採択された場合、事業者の名称、所在地及び交付の決定を受けた出願種別について外部公表する。また、加えて採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額についても外部公表されることがある。

12 申込・問合せ先

一般社団法人高知県発明協会

(担当：今西)

〒781-5101 高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター 4階

電話：088-845-7664 FAX：088-845-7665

E-Mail：jiiitosa@oregano.ocn.ne.jp

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき